

平成 21 年度東京都農業政策に関する建議

政府は、農地の保全や利用集積を目途とした農地政策の見直しに着手している。また、新たな基本計画の実現に向けて担い手を明確にした農政対策を最重要課題として施策を構築し、特に、平成 20 年度からは品目横断的経営安定対策を発展させた「水田・畑作経営所得安定対策」が重点的に進められようとしている。

一方で、食品の偽装・不当表示や中国産農産物残留農薬問題や加工食品へ薬物混入により、食の安全や安心の信頼が揺らぎはじめている。

このような中で東京の農業・農地は、農産物の生産と提供、住環境の形成、学校および社会教育との連携、防災空間の提供など都民の日常生活と深く関わり、社会的にも大きく貢献している。

今後、さらに都民の日常生活を向上させるためには、東京の農地を保全し、農業を発展させ「農業のある街づくり」を確立することが不可欠であると確信し、そのためには、東京都独自の積極的な農業施策の構築が求められているところである。

よって、東京都におかれては、東京農業の現状と機能・役割に鑑み、平成 21 年度農業施策において下記事項を実現し、東京農業の新たな発展がはかれるよう、ここに東京都農業会議第 102 回総会の総意をもって建議する。

記

1. 東京の農業・農地の保全に対する支援施策の創設

(1) 都民生活向上に貢献する農業への支援施策の創設

東京の農業は、農業者の意欲的な営農と地域での世話役など、農産物の提供のみならず、快適な住環境を保全し、食・地域文化の伝承を通じて地域住民の日常生活に大きな貢献をしている。

このような意欲ある農業者を奨励啓発することによって農業経営の発展と農地利用の促進をはかるとともに、街づくり・住環境・教育・文化等の視点からも、農業・農地を適正に評価し、都民とともに育む農業を実現するための東京独自の具体的な支援施策を創設すること。

(2) 新たな防災拠点制度の創設

農業経営に関わる農家の庭や外トイレ・井戸および屋敷林などの経営施設・設備が、災害時には、防災施設や避難場所等ともなりうる。これら施設・設備を「震災時一時避難拠点（仮称）」などとして登録する新たな制度を設け、必要な支援施策を講ずること。

(3) 農業経営を発展させる生産緑地の追加指定による農地保全の推進

農地の減少を防止し、生産緑地の追加指定を促進する具体的な手法を講ずること。

(4) 農地の利用促進による遊休農地を解消するための施策の構築

貴重な農地の利用を促進するとともに農業生産の振興をはかり、遊休農地の発生を防止する支援施策を講ずること。

(5) 農地流動化促進による農地の有効利用を推進するための施策の充実

意欲ある農業経営者の経営発展とともに、「貸し手農家」に対する農地流動化を推進する支援策を創設するとともに、農地利用集積計画により利用権を設定した「借り手農家」に対しても支援策を創設し、農地流動化の促進をはかること。

2. 東京農業振興対策の推進

東京農業の発展をはかるため、次の施策を拡充・強化すること。

(1) 農業所得の向上対策の拡充

農業所得の向上は、担い手確保・育成および農地の有効利用促進にとって最大の必要条件である。そのため、市場出荷・契約出荷・直売・学校給食への提供など多様な販売先および販売手法について検討し、必要な支援施策を講ずること。

併せて、農地のない地域における東京産農畜産物の販売を東京農業の情報発信拠点としても位置づけ、推進すること。

(2) 農業振興施策の充実

農業者から評価と期待が高く、経営意欲の向上にもつながっている魅力ある農業経営育成事業、小規模土地改良事業、山村・離島振興施設整備事業など東京都独自の農業振興施策をさらに拡充すること。

(3) 認定農業者に対する支援施策の創設

認定農業者制度を啓発するとともに、認定農業者に対し、小規模支援事業として「経営改善計画達成のためのサポート事業（仮称）」を創設すること。

(4) 「地域農業推進者（仮称）」制度の創設

認定農業者の国の認定基準には達しないものの、地域農業や都民生活に貢献している農業者に対し、地域貢献を加味した「地域農業推進者（仮称）」制度を創設し、必要な支援を行うこと。

(5) 農作業サポート支援センターの設立

労働力が不足している農家に対し、専門的に支援・協力する拠点として農作業サポート（農業ヘルパー制度や農作業受託組織等）支援センターを設立し、円滑な運営に対して十全な対応をはかること。

(6) 試験研究・普及機関の強化

安全で安心な農産物の生産や品質向上に向けた技術研究や情報提供を行う、試験研究・普及指導機関について、体制を強化すること。

さらに、認定農業者の支援に重要な役割をもつ普及指導員の増員をはかること。

3. 都民の期待に応え、共に育てる農業の推進

環境にやさしい農業を実現し、都市住民が最も求めている「安全・安心」の農産物の提供に向けて、次の施策を講じること

(1) 安全・安心への取り組みへの対応強化

土壌残留農薬検査の実施、周辺への農薬飛散防止対策、生産履歴の記録と公表など、食べ物に対する安全性確保対策への積極的な取り組みが販売価格等に反映されるよう推進すること。

(2) 食と農業を結ぶ教育の推進

地域の将来を担う子どもたちに対する学校給食への安全な地元産農産物の供給は、食育を推進する上で大変重要な課題であることから、地元農産物の利用が円滑に行えるよう生産者に対する支援施策を構築すること。

また、中学生の職場体験・体験農業・学童農園などの推進とともに、これが推進に必要な費用負担の創設に向けた取り組みを行うこと。

(3) 緑化対策の推進

ヒートアイランド現象を防止する対策に貢献している緑化事業を推進するため、苗木生産供給事業を拡充・強化するとともに、東京産の植木等を利用した緑化対策を積極的に推進すること。

4. 有害鳥獣対策の充実

農業者の営農意欲を減退させ、耕作放棄地発生の一つの要因ともなっている有害鳥獣等への被害を防止するため、特に深刻な被害を与えている猿・鹿・猪等を対象とした防護設備の助成施策を大幅に拡充すること。

また、都市地域で深刻化しているカラス・ハクビシン・アライグマ・タヌキなど都市型の鳥獣に対する捕獲・駆除を強化すること。

5. 山林・平地林保全対策の推進

水資源の涵養や空気の浄化を行うとともに、都市住民に潤いと安らぎをもたらす等、多くの機能を有する山林及び里山・平地林の保全は、極めて厳しい状況に直面していることから、実効性のある緑地保全対策を積極的に講じること。

平成20年3月17日